R6.11.26

組　合　員　　様

＊FAX 通信＊

国保組合からの重要なお知らせ

（「保険証の発行終了に伴う対応」について）

国の「マイナンバーカードと健康保険証の一体化（マイナ保険証への移行）」の方針に基づき、令和 6 年 12 月 2 日より現行の保険証は新たに発行することができなくなります。

◆ 現在お手元にある保険証について

令和 6 年 12 月 2 日以降も券面の記載事項に変更がない場合は、有効期限（令和 7 年 3 月 31 日）までは使用できます。誤って廃棄しないように注意してください。

◆ 令和 6 年 12 月 2 日以降が交付日となる新規加入者、氏名変更、保険証紛失（再交付）、記号番号変更などについて

① ﾏｲﾅﾝﾊﾞｰｶｰﾄﾞをお持ちでない人、マイナ保険証をお持ちでない人（ﾏｲﾅﾝﾊﾞｰｶｰﾄﾞと保険証を紐づけしていない人）には、「資格確認書」を交付いたします。

② マイナ保険証をお持ちの人（ﾏｲﾅﾝﾊﾞｰｶｰﾄﾞと保険証を紐づけしている人）には、「資格情報のお知らせ」を交付いたします。
なお、「資格情報のお知らせ」のみで医療機関等を受診することはできません。

◆ 保険証の有効期限が切れた後の対応について

マイナ保険証の保有状況に基づき、「資格確認書」または「資格情報のお知らせ」のどちらかを、3 月下旬に歯科医院宛てに送付予定です。

◆ マイナンバーカードと保険証の紐づけを解除したい場合

申請が必要になりますので、組合まで連絡をお願いいたします。

第２種組合員【従業員】の皆様にも回覧してください。

千葉県歯科医師国民健康保険組合
TEL　043-246-0876・241-6474　FAX　043-248-2634